



青森県果報

第二千四百四十四号

平成十五年三月五日(水曜日)

目 次

告 示

字区域の変更.....	(市振興町課村).....	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(健康福祉課).....	二
右 同.....	(同).....	二
生活保護法による介護機関の指定.....	(同).....	二
右 同.....	(同).....	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....	(同).....	三
保安林の指定予定.....	(林政課).....	三
青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第三条第二項の規定により知事が指定する採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置の一部改正.....	(水産振興課).....	三
車両制限令第三条第一項第一号イに規定する道路の指定.....	(道路課).....	四
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課).....	四
右 同.....	(同).....	四
右 同.....	(同).....	五
右 同.....	(同).....	五
青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....	(経理課).....	五
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経営振興課).....	六
換地処分.....	(農村整備課).....	七

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則..... (企画課) : 七

告 示

青森県告示第百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、十和田市長から十和田市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年三月六日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

十和田市

大字洞内字井戸頭一四四の七三から一四四の七八まで、一四四の八〇から一四四の八二まで、一四四の八五、一四四の八九から一四四の二〇二まで、一四四の二〇六、一四四の二五五、一四四の二六四、一四四の二六五、一四四の二七〇、一四四の二八〇、一四四の二八一、一四四の三二四から一四四の三二六まで、一四四の三六二、一四四の三七八、一四四の三八〇、一四四の三八九、一四四の三九〇、一四四の四〇〇、一四四の四〇二、一四四の四〇三、一四四の四〇九、一四四の五二九、一四四の七一、一四四の八六七、字樋口九九の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路で

社会福祉法人三笠苑	南津軽郡平賀町大字館田字西和田一九五	痴呆対応型共同生活介護	通村診療所	グループホームサンライフ堀越	弘前市大字堀越字柳元二九三	一四・二・一
有限会社三國村	三戸郡福地村大字七字坵渡字館二の七	〃	〃	グループホーム三國村	三戸郡福地村大字七字坵渡字館二の七	一五・二・一〇

青森県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名称	所在地	指定期限
	社会福祉法人三笠苑	南津軽郡平賀町大字館田字西和田一九五		石川居宅介護支援センター	弘前市大字堀越字柳元二九三	平成一四・二・一

青森県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	休止年月日
	社会福祉法人敬仁会	青森市大字新城字平岡七四六	訪問介護	ホームヘルプサービス 鶴ヶ丘	青森市大字新城字平岡七四六	平成一五・二・一

青森県告示第百二十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百二十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木村守男

- 一 保安林予定森林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字湯涌淵二九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百二十四号

平成十四年九月二十四日青森県告示第四百五十一号（青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第三条第二項の規定により知事が指定する採捕の数量

等の報告者の使用に係る入出力装置)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

表深浦漁業協同組合の項中「字浜町地内埋立地」を「字浜町三六四の二」に改める。

青森県告示第百二十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定により公示する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道一〇一号	南津軽郡浪岡町大字徳才子字山本一〇五の三から五所川原市大字福山字弘富四五の四まで
国道一〇一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の三から西津軽郡深浦町大字轟木字扇田一四の一まで
国道二八〇号	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一六の一五から東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一六三の二二五まで
国道三三三八号	むつ市横迎町二丁目三〇一の一から下北郡東通村大字小田野沢字見知川山町一の八〇九まで
国道三三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五の一から上北郡六ヶ所村大字尾駮字乗附五〇四の七まで
国道三三三八号	上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付四の五八から上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下二九の一六四まで
県道三沢十和田線	上北郡六戸町大字犬落瀬字権現沢五四の三九六から上北郡六戸町大字折茂字冲山一〇まで

二 指定する年月日

平成十五年四月一日

青森県告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十五年二月二十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業(三・四・十五号里見丸山線外一線)

三 事業施行期間

平成三年九月二十七日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十五年二月二十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業(三・二・三号外環状線)

三 事業施行期間

平成四年九月十六日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十五年二月二十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業(三・四・三号蛭貝八重田線)

三 事業施行期間

平成五年十月二十二日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、青森都市

計画道路事業の事業計画の変更を平成十五年二月二十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業(三・四・十六号油川岡町線)

三 事業施行期間

平成六年二月七日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百三十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十五年三月十日から施行する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

第二号の表中

「八戸信用金庫新荒町支店	「八戸市大字新荒町	」	を
「八戸信用金庫廿三日町支店	「八戸市大字廿三日町	」	に改め、
「八戸信用金庫十三日町支店	「八戸市大字十三日町	」	を削る。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース・かんぶん上北町店
上北郡上北町旭北一丁目六八〇の一
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社菅文
岩手県二戸市堀野字長地七五の四
代表取締役 菅陽悦
 - 2 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社菅文
岩手県二戸市堀野字長地七五の四
代表取締役 菅陽悦
 - 2 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
 - 3 株式会社パセリー菜
上北郡下田町字向山二の五五〇
代表取締役 小泉忠男
- 四 変更しようとする事項

区 分	大規模小売店舗内の店舗面積の合計		大規模小売店舗の配置に関する事項		大規模小売店舗の配置に関する事項		変更前	変更後	変更年月日
	駐車場の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	積荷の位置及び面積	廃棄物等の位置及び容量	大規模小売店舗の営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
変更前	一、二七〇平方メートル	一八三台	六〇台	六一立方メートル	株式会社ユニバース外一者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後	株式会社ユニバース外一者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後			平成一〇・三
変更後	三、一七六平方メートル	一六五台	七六台	七七立方メートル	株式会社菅文 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後	株式会社菅文 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後			

五 駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり
届出年月日 平成十五年二月二十日

六 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所 青森県商工観光労働部経営振興課及び上北町役場
- 2 期間 平成十五年三月五日から同年七月五日まで
- 3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、上北町役場にあつては、その執務時間内とする。
七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年七月五日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、北平地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年三月五日

青森県知事 木 村 守 男

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月五日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号を次のように改める。

四 削除

第七条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 表彰に関すること。

第十八条第二項第二号を次のように改める。

二 術科大会に関すること。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭